

平成 30 年 9 月 17 日

各務原市役所医療保険課医療保険係から依頼がありました。  
確認宜しくお願い致します。

\*\*\*\*\*以下、依頼文です。\*\*\*\*\*

居宅介護支援事業所管理者 様  
ケアマネージャー 様

いつもお世話になっております、各務原市役所医療保険課の堀でございます。  
本年度も、要介護度 3 以上在宅の後期高齢者医療の方向けに訪問口腔健診を実施いたします。

つきましては添付のとおり、ご協力いただきますようお願い申し上げます。  
生活の質の向上のきっかけに是非是非ご活用いただきたい健診ですが、皆さまの善意によるご対応で成り立っている事業になります。何卒、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※下記、端的に内容をまとめていますので、ご参照ください。

【前年度からの変更点 2 点】

①担当ケアマネからの対象者紹介のみが対象者へのアプローチでしたが、今年度からは、本人もしくは家族からの受診希望の連絡（電話等）も受付ます。

②案内チラシを作成し、市役所より事業所に郵送いたします（10月中旬）

- ・皆さまに対象者への配布をお願いします。
- ・地域包括支援センターにも設置を依頼します。
- ・新規更新の介護認定通知書への同封を依頼します。
- ・各種イベント等で配布します。

【皆さまにお願いしたいこと 3 点】

①対象者への当健診の案内と受診を勧めていただきたいこと。  
後日送付する案内チラシをお渡しいただくだけでも十分です。

②対象者の紹介

（①）の後、本人もしくは家族から受診希望があった場合、

『対象者紹介一覧様式』にて連絡ください。

本人もしくは家族に、医療保険課の堀に連絡するよう促していただくだけでも十分です。

③本人の状況についての情報照会への対応

健診実施にあたり、歯科医師会より本人の状況を確認させていただく場合があります。

その際にはご対応をお願い致します。

ただ、本人同意のもと介護認定情報は市役所から歯科医師会に提供しますし、本人の状況は家族等に直接確認するのが通常なので、情報照会はあまりないと思います。

【ケアマネカフェでご質問いただいていたこと】

Q1.在宅ということだが、有料老人ホームの入所者など介護保険における在宅者は対象になるか？

A2.対象になりません。あくまで実態として在宅である必要があります。

Q2.通所介護などの開始前、終了後、施設にて健診を実施することは可能か？

A2.実施できません。本人自宅での実施になります。

Q3.対象者要件（医療保険の訪問歯科など）が確認しきれないところがあるが、紹介可能か？

A3.最終的に受診いただけなくなっても、市役所としては問題ありません。

要件はこちらで確認させていただきますので、お気軽にご紹介ください。

9月13日（木）より、皆さまからのご紹介、本人や家族からの受診希望を受付させていただいております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

各務原市役所医療保険課医療保険係 堀

Tel:058-383-1128（直通）

・・

かいご処あい・スマイル・ライフサポート・デイサービスゆめ工房

統括 廣瀬 武志

TEL 058-379-3055

